平成２２年（フ）第７３号
千葉県茂原市御蔵芝1533番地11
債務者　淺香ゆかり
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
千葉県茂原市千町1641番地10
債務者　吉田　尚美
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
千葉県茂原市緑町15番地３　雇用促進住宅１棟202号
債務者　藤代　　薫
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
千葉県茂原市小林2925番地　レオパレスＭＩＹＡＢＩ105号
債務者　今井　義明
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
千葉県茂原市鷲巣115番地２　メゾンドモア101号
債務者　後藤賢史郎
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
千葉県茂原市東茂原10番地　東茂原団地Ａ棟１－７号
債務者　小高　淳子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
千葉県勝浦市墨名730番地１　コーポ初舟８－205号室
債務者　富野　史子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
山梨県甲府市高畑３丁目７番３号
債務者　大久保明美
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
山梨県甲府市高畑３丁目７番３号
債務者　大久保伸一
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
山梨県甲府市上町1248番地４－305
債務者　丸山　　武
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
山梨県中巨摩郡昭和町押越2463番地　ディアス甲府昭和205号
債務者　奥泉　幸恵
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５６号
山梨県甲府市羽黒町1076番地
債務者　赤尾　　保
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
山梨県甲府市住吉４丁目２番15号メイプルハウス104
債務者　三村　慎子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
山梨県甲府市高畑２丁目６番12号
債務者　水野　英晃
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
長野県安曇野市穂高柏原3270番地　県営柏原団地47－45
債務者　吉田　和夫
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２１７号
長野県安曇野市豊科高家3710番地１
債務者　藤井　貴之
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３３３号
大津市瀬田５丁目33番４号
債務者　和田　陽子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
大津地方裁判所民事部